

大阪府 大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大 阪 市 北 区 中 之 島 1-3-20
電 話 06-6208-7444

目 次

告 示

- 大阪市エリアマネジメント活動促進条例及び大阪市道路占用料
条例の一部を改正する条例の施行期日…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に
関する公告…………… 6
- 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例に基づく命令違反者
の氏名等の公表…………… 7
- 落札者等の公示…………… 8
- 落札者等の公示…………… 10
- 落札者等の公示…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了…………… 12
- 開発行為に関する工事の完了…………… 12
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 13
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止…………… 15
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定一般相談支援事業者の指定…………… 17
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定一般相談支援事業の廃止…………… 18
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定特定相談支援事業者の指定…………… 18
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定特定相談支援事業の廃止…………… 19
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… 19
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止…………… 20

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定	21
○大阪市立青少年センターの利用料金の額の承認	21
○指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立長谷川羽曳野 学園）	22
○子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給に係る施設 の確認	26
○子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費の支給に係る 施設の確認	27
○子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付費の支給に係る 施設の確認の辞退	27
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定	28
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の全部の指定解除	29
○道路法違反物件の除却	30
○平成26年大阪市告示第508号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫 の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部改正	30
○平成26年大阪市告示第508号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の 受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部改正	31
○一般競争入札の執行（P P C用紙（B 4）（東部地区）10～12 月分の買入れ等）	32
○消防法に基づく火災予防措置命令	36
○大阪市火災予防条例に基づく指定催しの指定	37
公 告	
○一般競争入札の執行（安田ほか2自転車保管所古自転車等の売 払い等）	37
○職員団体の登録事項の変更（大阪市労働組合総連合）	41

告

示

大阪市告示第937号の2

大阪市エリアマネジメント活動促進条例及び大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成30年大阪市条例第61号）は、平成30年7月15日から施行す

る。

平成30年 7 月 12 日

大阪市長 吉 村 洋 文
(都市計画局開発調整部開発誘導課、建設局総務部路政課)
(平30. 7. 12揭示済)

大阪市告示第971号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノースゲートビルディング

大阪市北区梅田 3 丁目 1 番 3 号（住居表示）

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 井上 浩一

大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 22 号 ハービス E N T オフィスタワー 23F

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジェイアール西日本伊勢丹

代表取締役社長 瀬良 知也

京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町 901 番地
他 207 者

（変更後）株式会社ジェイアール西日本伊勢丹

代表取締役社長 瀬良 知也

京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町 901 番地
他 225 者

(4) 変更年月日

平成30年 7 月 3 日

2 届出年月日

平成30年 7 月 3 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO ' s 棟南館4階

(2) 期間

平成30年7月20日（金）から同年11月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年11月20日（火）

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）

大阪市告示第972号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月20日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノースゲートビルディング

大阪市北区梅田3丁目1番3号（住居表示）

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 井上 浩一

大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスE N T オフィスタワー23F

(3) 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

位 置	収 容 台 数		
	変更前	変更後Ⅰ 2019. 1 ～ 2019. 9	変更後Ⅱ 2019. 10～
大阪ステーション シ テ ィ 駐 車 場	300台	157台	300台

合計	300台	157台	300台
----	------	------	------

イ 駐輪場の位置および収容台数

位 置	収 容 台 数		
	変更前	変更後① 2018. 12～ 2021. 9	変更後② 2021. 10～
大阪ステーションシティ駐輪場	300台 (うち原動機付 自転車60台)	—	300台 (うち原動機付 自転車60台)
大阪駅駐輪場	300台 (うち原動機付 自転車0台)	200台 (うち原動機付 自転車0台)	300台 (うち原動機付 自転車0台)
西梅田中央駐輪場	—	30台 (うち原動機付 自転車30台)	—
合計	600台 (うち原動機付 自転車60台)	230台 (うち原動機付 自転車30台)	600台 (うち原動機付 自転車60台)

(4) 変更年月日

(3) ア変更後Ⅰ 2019年 1 月 1 日

(3) ア変更後Ⅱ 2019年10月 1 日

(3) イ変更後① 2018年12月 1 日

(3) イ変更後② 2021年10月 1 日

2 届出年月日

平成30年 7 月 3 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成30年 7 月 20 日 (金) から同年11月20日 (火) まで (日曜日、土曜日
及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年11月20日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第973号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サウスゲートビルディング

大阪市北区梅田3丁目1番1号（住居表示）

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 井上 浩一

大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスE N T オフィスタワー23F

(3) 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置および収容台数

位 置	収 容 台 数		
	変更前	変更後① 2018.12～ 2021. 9	変更後② 2021.10～
大阪ステーションシティ駐輪場	300台 (うち原動機付 自転車30台)	—	300台 (うち原動機付 自転車30台)
大阪駅駐輪場	—	100台 (うち原動機付 自転車0台)	—
西梅田中央駐輪場	—	15台 (うち原動機付 自転車15台)	—
合計	300台 (うち原動機付 自転車30台)	115台 (うち原動機付 自転車15台)	300台 (うち原動機付 自転車30台)

(4) 変更年月日

(3) 変更後①2018年12月1日

(3) 変更後②2021年10月1日

2 届出年月日

平成30年 7 月 3 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成30年 7 月 20 日（金）から同年 11 月 20 日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年 11 月 20 日（火）

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第974号

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）第13条第 1 項及び大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則（平成26年大阪市規則第142号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1. 事案その 1

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	平成29年12月 1 日付けで、条例第11条第 6 項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等中止を命じたが、本年 2 月 23 日午後 6 時 20 分頃、同禁止区域である大阪市中央区道頓堀 1 丁目 8 番先路上において、通行人に対し、関係飲食店への客引き行為等を行った。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務	森川 新 大阪市中心区西心斎橋

所の所在地)	
--------	--

2. 事案その2

事案の内容（当該命令の内容及び当該命令に従わなかった旨）	平成30年2月27日付けで、条例第11条第6項の規定により、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を中止するよう命じたが、同年3月9日午後7時58分頃、同禁止区域である大阪市中央区難波3丁目2番先路上において、通行人に対し、集客の委託契約をした営業関係者をして、自社が経営する飲食店への客引き行為等を行わせた。
当該命令を受けたものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	株式会社バイベーション 代表取締役 山岡 龍生 大阪府中央区千日前2丁目11番14号
当該命令に違反して行われた禁止行為に係る店舗等の施設の名称及び所在地	和洋創作完全個室ダイニング TSUBAKI 大阪府中央区千日前2丁目11番14号4階

(市民局区政支援室地域安全担当)

大阪市告示第975号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課物品契約グループ（大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階）

①大阪府立小学校、中学校教育用コンピュータ機器一式（西ブロック）長期
借入 ②一般 ③平成30年6月1日 ④三井住友トラスト・パナソニック
ファイナンス（株） 東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館 ⑤
235,288,800円 ⑥平成30年3月30日

①大阪府立小学校、中学校教育用コンピュータ機器一式（南ブロック）長期
借入 ②一般 ③平成30年6月1日 ④三井住友トラスト・パナソニック

ファイナンス（株） 東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンスS館 ⑤
225,905,760円 ⑥平成30年3月30日

①大阪市立小学校教育用コンピュータ機器一式（北ブロック）長期借入 ②
一般 ③平成30年6月6日 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部 関西
法人支店 大阪府大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤230,623,200
円 ⑥平成30年3月30日

①大阪市立小学校、高等学校教育用コンピュータ機器一式（東ブロック）長
期借入 ②一般 ③平成30年6月6日 ④日本教育情報機器（株） 東京都
千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル南館 ⑤233,150,400円 ⑥平成
30年3月30日

①校務支援システム用学校端末装置等一式（グループ3）長期借入 ②一般
③平成30年6月11日 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部 関西法人
支店 大阪府大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤424,828,800
円 ⑥平成30年4月6日

①校務支援システム用学校端末装置等一式（グループ2）長期借入 ②一般
③平成30年6月11日 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部 関西法人
支店 大阪府大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤401,241,600
円 ⑥平成30年4月6日

①校務支援システム用学校端末装置等一式（グループ1）長期借入 ②一般
③平成30年6月8日 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪府大阪市
中央区城見二丁目2番53号 ⑤369,126,720円 ⑥平成30年4月6日

①校務支援システム用学校端末装置等一式（グループ5）長期借入 ②一般
③平成30年6月13日 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪府大阪市
北区堂島浜2-2-28堂島アクシスビル ⑤296,991,360円 ⑥平成30年4月6
日

①校務支援システム用学校端末装置等一式（グループ6）長期借入 ②一般
③平成30年6月13日 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪府大阪市
中央区城見二丁目2番53号 ⑤207,080,064円 ⑥平成30年4月6日

①校務支援システム用学校端末装置等一式（グループ4）長期借入 ②一般
③平成30年6月13日 ④三菱電機クレジット（株） 関西支店 大阪府
大阪市北区梅田1-8-17大阪第一生命ビル4F ⑤391,480,128円 ⑥平成30
年4月6日

①揮発油（消防局）第2四半期 買入（単価契約） 124KL ②一般 ③平成
30年6月22日 ④富尾石油（株） 大阪府和泉市阪本町268-1 ⑤131,652円
⑥平成30年5月11日

①軽油（環境局）第2四半期 買入（単価契約） 292.6KL ②一般 ③平成30
年6月22日 ④（株）シェル石油大阪発売所 大阪府大阪市淀川区西中島2
-11-30ヤマオキビル ⑤108,888円 ⑥平成30年5月11日

①揮発油（環境局）第2四半期 買入（単価契約） 178KL ②一般 ③平成
30年6月22日 ④富尾石油（株） 大阪府和泉市阪本町268-1 ⑤131,436円

⑥平成30年 5月11日

①防火衣上衣ほか1点 製造(防火衣上衣 311枚 救助用防火衣上衣 64枚)

②一般 ③平成30年 6月25日 ④キンパイ商事(株) 大阪府大阪市淀川区西宮原2-1-3 SORA新大阪21・1401室 ⑤26,846,640円 ⑥平成30年 4月20日

①防火衣ズボンほか1点 製造(防火衣ズボン 311本 救助用防火衣ズボン 64本) ②一般 ③平成30年 6月25日 ④小川ポンプ工業(株) 大阪府大阪市住吉区万代東1-5-22 ⑤24,219,000円 ⑥平成30年 4月20日

①消防自動車(小型タンク車)製造12台 ②一般 ③平成30年 7月2日 ④小川ポンプ工業(株) 大阪府大阪市住吉区万代東1-5-22 ⑤301,482,000円 ⑥平成30年 4月27日

①消防自動車(原液搬送車)製造 1台 ②一般 ③平成30年 7月2日 ④小川ポンプ工業(株) 大阪府大阪市住吉区万代東1-5-22 ⑤47,628,000円 ⑥平成30年 4月27日

①消防自動車(40m級はしご車)製造 2台 ②一般 ③平成30年 6月29日 ④(株)モリタ 関西支店 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3 ⑤297,788,400円 ⑥平成30年 4月27日

①学校教育ICT活用事業 校内LAN用ネットワークスイッチ等機器一式 長期借入 ②一般 ③平成30年 6月29日 ④(株)J E C C 本社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル7階 ⑤31,687,200円 ⑥平成30年 4月27日

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第976号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 7月20日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約相手方を決定した日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課(大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階)

①学校給食用食器洗浄機 買入 ②一般 ③30. 6. 21 ④株式会社中西製作所 大阪市生野区巽南5丁目4番14号 ⑤3,132,000円 ⑥30. 4. 20

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第977号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
(随意契約の場合は契約相手方を決定した日) ④落札者(随意契約の場合
は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当(大阪市港区弁天1丁
目2番1-1100号 大阪ベイトワーオフィス11階)

①PPC用紙(B4) (東部地区) 7～9月分 買入(単価契約) ②一
般 ③30.6.8 ④キョトモ事務用品 清友 紀三郎 大阪市都島区中野町5
丁目2番3号 ⑤2,073.60円 ⑥30.4.13

①PPC用紙(A4) (東部地区) 7～9月分 買入(単価契約) ②一
般 ③30.6.8 ④キョトモ事務用品 清友 紀三郎 大阪市都島区中野町5
丁目2番3号 ⑤1,382.40円 ⑥30.4.13

①PPC用紙(B4) (西部地区) 7～9月分 買入(単価契約) ②一
般 ③30.6.8 ④株式会社紙義商会 大阪市中央区上町1丁目25番4号 ⑤
2,116.80円 ⑥30.4.13

①PPC用紙(A4) (西部地区) 7～9月分 買入(単価契約) ②一
般 ③30.6.8 ④株式会社紙義商会 大阪市中央区上町1丁目25番4号 ⑤
1,409.40円 ⑥30.4.13

①PPC用紙(B4) (南部地区) 7～9月分 買入(単価契約) ②一
般 ③30.6.8 ④レスター工業株式会社 大阪市中央区糸屋町2丁目3番
2号 ⑤2,138.40円 ⑥30.4.13

①PPC用紙(A4) (南部地区) 7～9月分 買入(単価契約) ②一
般 ③30.6.8 ④レスター工業株式会社 大阪市中央区糸屋町2丁目3番
2号 ⑤1,425.60円 ⑥30.4.13

①PPC用紙(B4) (北部地区) 7～9月分 買入(単価契約) ②一
般 ③30.6.8 ④株式会社イザワ文教社 大阪市福島区鷺洲5丁目9番1
号 ⑤2,111.40円 ⑥30.4.13

①PPC用紙(A4) (北部地区) 7～9月分 買入(単価契約) ②一
般 ③30.6.8 ④株式会社イザワ文教社 大阪市福島区鷺洲5丁目9番1
号 ⑤1,401.84円 ⑥30.4.13

(教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当)

大阪市告示第978号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 7 月 20日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成30年 2 月 21日大阪市指令都計（開）第86号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住吉区南住吉 1 丁目46番 1 の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中心区内本町 2 丁目 3 番 8 号 ダイアパレスビル本町301号

株式会社共同エスポート

代表取締役 大川 恵二

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	4.000m	22.300m	開発者	開発者	すみ切り 1 ヲ所 含む
下水道	D=150mm	9.250m	大阪市	—	集水ます I 型イ ンバート付 3 ヲ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第979号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 7 月 20日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成30年 3 月 7 日大阪市指令都計（開）第29-58号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市城東区放出西 2 丁目1329番172

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府門真市北巢本町18番21号

株式会社岡俊

代表取締役 岡崎 敏彦

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延 長			
道路	4.000m	11.510m	開発者	開発者	
下水道	D=150mm	28.600m	大阪市	—	集水ます I 型インバート付 4カ所 新設工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ます I 型インバート付 2カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ます I 型 2カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第980号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成30年 7 月20日

大阪市長 吉 村 洋 文

- ①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号
- ①株式会社 穂の香 大阪市西区北堀江一丁目1番18号 ②穂の香訪問介護ステーション東住吉 大阪市東住吉区住道矢田八丁目5番18号 ③平成30年6月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2710802303
- ①有限会社あおぞら 大阪市東住吉区西今川四丁目9番2号 ②有限会社あおぞらⅠ 大阪市東住吉区西今川四丁目9番2号 ③平成30年6月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2710802311
- ①ここいろ株式会社 大阪市西淀川区柏里二丁目126番1の1 ②ここいろ株式会社 大阪市西淀川区柏里二丁目4番26-101号 ③平成30年6月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2711000915
- ①株式会社エルシード 大阪市天王寺区石ケ辻町2番1号 ②ヘルパーステーションやすらぎ 大阪市天王寺区石ケ辻町2番1号 ③平成30年6月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2711700985
- ①株式会社テラ 大阪市西区北堀江三丁目6番28号 ②ステラステーション 大阪市西区北堀江三丁目6番28号 ③平成30年6月1日 ④就労継続支援（B型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2711800884
- ①合同会社fam 大阪市東淀川区南江口二丁目9番3-207号 ②訪問介護サービス笑顔 大阪市東淀川区豊里七丁目2番7号 ③平成30年6月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2713001796
- ①社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 大阪市西成区出城一丁目6番14号 ②コミュニティキッチン 大阪市西成区鶴見橋二丁目12番23号 ③平成30年6月1日 ④就労継続支援（B型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2713303697
- ①株式会社LITALICO 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号 ②LITALICOワークス大阪梅田西 大阪市北区梅田二丁目5番10号 学情梅田コンパス7階 ③平成30年6月1日 ④就労移行支援（一般型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2714101496
- ①合同会社美ノ倉 大阪市北区中津一丁目18番8号 NPビル2F ②やすらぎの苑中津 大阪市北区中津一丁目18番8号 NPビル2F ③平成30年6月1日 ④就労移行支援（一般型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2714101504
- ①株式会社Kaie n 東京都新宿区西新宿七丁目15番8号 日販ビル4階

②K a i e n大阪天六 大阪市北区本庄東一丁目 1 番10号 R I S E 88ビル
503・504号室 ③平成30年 6 月 1 日 ④就労移行支援（一般型） ⑤精神障がい者 ⑥2714101512

①合同会社美健 大阪市中央区南久宝寺町四丁目 5 番15-304号 ②T－S P A
C E 大阪市浪速区元町二丁目 5 番16号 高見ビルシャルムなんば 2 階 ③平
成30年 6 月 1 日 ④就労移行支援（一般型）・就労継続支援（B型） ⑤身体
障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がいを有する者
⑥2714301054

①c o . c o . r o 合同会社 大阪市平野区瓜破西二丁目 3 番11号 ②きんか
んケアステーション 大阪市平野区瓜破西二丁目 3 番11号 ③平成30年 6 月 1
日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者 ⑥2715803249

①花よ合同会社 大阪市淀川区十八条二丁目16番46-915 ②花よステーション
大阪市淀川区東三国六丁目13番 9 号502号室 ③平成30年 6 月 1 日 ④居宅
介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい
者・障がい児・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2719101749

①株式会社アイエスエフネットライフ大阪 大阪市淀川区西中島五丁目14番10
号 ②アイエスエフネットライフ淀川 大阪市淀川区西中島五丁目 7 番11号
第 8 新大阪ビル 5 階 ③平成30年 6 月 1 日 ④就労定着支援 ⑤身体障がい
者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥
2719101756

①株式会社MY R 奈良県北葛城郡河合町中山台 2 -15-12 ②はびねす今里
大阪市東成区大今里西三丁目10番 9 -302号 ③平成30年 6 月 1 日 ④共同生
活援助 ⑤知的障がい者・精神障がい者 ⑥2721500102

①T－D E S I G N株式会社 大阪市浪速区戎本町一丁目 9 番29-407号 ②
T－D E S I G N 大阪市西成区南津守三丁目 1 番36号 マンションアサノ
202号室 302号室 ③平成30年 6 月 1 日 ④共同生活援助 ⑤身体障がい者・
知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥
2723300139

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第981号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法
律第123号）第46条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届
出を次の者より受理したので、同法第51条第 2 号の規定により公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

- ①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 ②ニチイケアセンター弁天町 大阪市港区夕風二丁目18番7号 DUO KINKIビル4階 ③平成30年4月30日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2710400231

①株式会社 ホット・デイサービス 大阪市大正区南恩加島二丁目12番4号 ②あず介護センター 大阪市港区市岡三丁目14番22号201号室 ③平成30年4月30日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2710400660

①合同会社 サポートセンター いっぽ 大阪市東住吉区矢田二丁目9番20号 ②サポートセンター いっぽ 大阪市港区南市岡一丁目7番5号 ③平成30年4月30日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2710801461

①株式会社 グリーンアップル 大阪市東住吉区住道矢田五丁目9番23号 ②バンブーフクトリー 大阪市東住吉区鷹合一丁目18番25号 ③平成30年4月30日 ④就労継続支援（A型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2710801925

①株式会社 アーキノルド 大阪市西区西本町一丁目15番24号 ②訪問介護事業所 ケアレストライフ 大阪市生野区林寺四丁目12番17号 ③平成30年4月30日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2711800462

①合同会社 三成 大阪市浪速区戎本町二丁目9番15号 ②介護ステーションさくら 大阪市浪速区戎本町二丁目9番15号 ③平成30年4月30日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2713302277

①合同会社 るさらケア 大阪市西成区梅南一丁目6番19-103号 ②るさらケア 大阪市西成区梅南一丁目6番19号 梅南マンション103号 ③平成30年4月30日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2713302384

①株式会社ハセガワ 大阪市西成区旭三丁目7番27号 ②介護事業所シャイン 大阪市西成区旭三丁目7番27号 ③平成30年4月30日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2713303119

①有限会社 プラム愛ランド 大阪市北区梅田一丁目2番2号 大阪駅前第二ビル2階プラムアイランド内 ②プラム愛ランド 大阪市北区梅田一丁目2番2号 大阪駅前第二ビル2階 ③平成30年4月30日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2714100290

①株式会社 NICO JAPAN 大阪市城東区関目四丁目10番36-617号 ②ニコサービス 大阪市城東区関目二丁目6番3号 ヤングハイツ1F ③平成30年4月30日 ④就労移行支援（一般型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい有する者 ⑥2714400955

①株式会社 シェリール 大阪府豊中市春日町一丁目3番3号 ②ソレイユ・

ケアサービス千本中 大阪市西成区千本中二丁目12番16号 ③平成30年 4 月 30 日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2715901126

①合同会社K o m o r e b i 大阪市住之江区北加賀屋一丁目 2 番39号 ②こもれび 大阪市住之江区北加賀屋一丁目 2 番39号 ③平成30年 4 月 30 日 ④就労継続支援（A型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2715901217

①医療法人 昌善会 大阪市鶴見区放出東二丁目21番23号 ②医療法人昌善会ヘルパーステーション 大阪市鶴見区放出東二丁目21番25号202号室 ③平成30年 4 月 30 日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2719200277

①株式会社 A T T E C C 大阪市中央区瓦屋町一丁目12番 1 号 アトラビル 1 F ②さくら・介護ステーションまっちゃ町 大阪市中央区谷町七丁目 6 番14号 ③平成30年 4 月 30 日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2719400224

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第982号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第 1 項の規定により、指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①一般社団法人じゃんぷ 大阪市西区九条二丁目24番 7 号 ②相談支援センターじゃんぷ 大阪市西区九条二丁目24番 7 号 ③平成30年 6 月 1 日 ④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2731800153

①医療法人博愛会 大阪市住吉区東粉浜三丁目27番 9 号 ②相談支援センターあおぞら 大阪市住吉区東粉浜三丁目27番 9 号 3 階 ③平成30年 6 月 1 日 ④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2732000209

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第983号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定による指定一般相談支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第51条の30第1項第2号の規定により公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①株式会社さくらさく 大阪府中央区天満橋京町一丁目22番304号 ②さくらさく相談支援事業所 大阪府中央区南本町一丁目3番21-603号 ③平成30年4月30日 ④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2739400154

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第984号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①一般社団法人じゃんぷ 大阪府西区九条二丁目24番7号 ②相談支援センターじゃんぷ 大阪府西区九条二丁目24番7号 ③平成30年6月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2731800153

①医療法人博愛会 大阪府住吉区東粉浜三丁目27番9号 ②相談支援センターあおぞら 大阪府住吉区東粉浜三丁目27番9号3階 ③平成30年6月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2732000209

①一般社団法人愛琉 大阪府東大阪市池島町三丁目12番30号 ②みやこじま 大阪府都島区東野田町四丁目1番6号 重村マンション201号室 ③平成30年6月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がい者を有する者 ⑥2735200145

①株式会社 さくらっ子 大阪府住之江区平林南二丁目6番76号 ②相談支援センターさくらっ子 大阪府住之江区平林南二丁目6番76号 ③平成30年6月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥

2735900264

①ユーアップ株式会社 大阪市淀川区十三本町一丁目19番7号 ②ユーアップ相談支援センター 大阪市淀川区十三本町一丁目19番7号 ③平成30年6月1日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2739100150
(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第985号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第51条の30第2項第2号の規定により公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号
①株式会社さくらさく 大阪府中央区天満橋京町一丁目22番304号 ②さくらさく相談支援事業所 大阪府中央区南本町一丁目3番21-603号 ③平成30年4月30日 ④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・特殊の疾病による障がいを有する者 ⑥2739400154
(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第986号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号
①株式会社シーアイ・パートナーズ 大阪府東成区深江北二丁目17番15号 カンパニユA102号 ②すたぁりっと1st 大阪府東住吉区駒川五丁目6番18号 エムズコート1F ③平成30年6月1日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2750820272
①株式会社ココペリ 大阪府東大阪市上四条町8番15号 ②児童スポーツデイココペリ2 大阪府東成区深江南三丁目22番14号 寿マンション1F ③平

成30年 6 月 1 日 ④児童発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等
デイサービス ⑤障がい児 ⑥2751520251

①株式会社あすなろ 大阪市西区本田四丁目 3 番 4 号 ②みらいジュニア天王
寺校 大阪市阿倍野区松崎町二丁目 6 番39号 ブルーハイツ39 1 階 ③平成
30年 6 月 1 日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2752320222

①ハッピーライフ株式会社 大阪市旭区太子橋三丁目 2 番 8 号 ②ハッピーラ
イフたいしょう 大阪市大正区平尾四丁目23番11号 平和マンション1 階 ③
平成30年 6 月 1 日 ④児童発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等
デイサービス ⑤障がい児 ⑥2752700100

①有限会社ダイヤメディカルケア 大阪市東淀川区淡路四丁目16番10号 ②グ
リーン 大阪市東淀川区豊新五丁目 6 番 2 号 ③平成30年 6 月 1 日 ④児童発
達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービス ⑤障がい児
⑥2753020284

①合同会社 奏 大阪市平野区长吉長原一丁目 4 番 5 号 ②放課後等デイサー
ビス ハーモニー 大阪市平野区长吉長原東三丁目 2 番34号 グランドールF
③平成30年 6 月 1 日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2755820426

①株式会社こども未来遊育 大阪市鶴見区鶴見三丁目 7 番15号 ②プレリ
ア 大阪市鶴見区緑二丁目 5 番29-202号 ③平成30年 6 月 1 日 ④児童発達支
援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥
2759220326

（福祉局障がい者施策部運営指導課）



大阪市告示第987号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の19第 2 項の規定による指
定障害児通所支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第21条の
5 の24第 2 号の規定により公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①株式会社黒田 大阪府吹田市泉町 1-14-18 ②フォトハウス芦原橋 大阪
市浪速区浪速東一丁目 2 番10号 三興ビル102号 ③平成30年 4 月 30 日 ④児童
発達支援（児童発達支援センター以外）・放課後等デイサービス ⑤障がい児
⑥2754320071

①株式会社ムーンリバー 大阪市西区北堀江一丁目 1 番18号 ②CLAN平野
大阪市平野区加美南二丁目 6 番31号 ③平成30年 4 月 30 日 ④放課後等デ
イサービス ⑤障がい児 ⑥2755820368

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第988号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第24条の37第1号の規定により公示する。

平成30年7月20日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日

④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①一般社団法人じゃんぷ 大阪市西区九条二丁目24番7号 ②相談支援センターじゃんぷ 大阪市西区九条二丁目24番7号 ③平成30年6月1日 ④障害児相談支援 ⑤障がい児 ⑥2771800071

①医療法人博愛会 大阪市住吉区東粉浜三丁目27番9号 ②相談支援センターあおぞら 大阪市住吉区東粉浜三丁目27番9号3階 ③平成30年6月1日 ④障害児相談支援 ⑤障がい児 ⑥2772000101

①ユーアップ株式会社 大阪市淀川区十三本町一丁目19番7号 ②ユーアップ相談支援センター 大阪市淀川区十三本町一丁目19番7号 ③平成30年6月1日 ④障害児相談支援 ⑤障がい児 ⑥2779100102

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第989号

大阪市立青少年センターについて、大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）第17条第3項及び同条第4項の規定に基づき、平成30年9月1日からの利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第7項の規定に基づき公告する。

平成30年7月20日

大阪市長 吉 村 洋 文

○時間利用における利用料金

施 設 名	利 用 区 分		1 時 間		全 日
			午前9時から 午前10時まで	午前10時から 午後10時まで	
音楽練習室 401・402・ 501・502・601 〔音楽室〕	市内	平日	300	600	7,500
		土日祝	600	700	8,650
	市外	平日	330	660	8,250

		土日祝	660	750	9,500
音楽練習室 404・605 〔音楽室〕	市内	平日	350	700	8,750
		土日祝	700	800	10,100
	市外	平日	385	770	9,620
		土日祝	770	900	11,100
音楽練習室 503 〔音楽室〕	市内	平日	625	1,250	14,600
		土日祝	1,250	1,450	16,800
	市外	平日	685	1,370	16,050
		土日祝	1,370	1,600	18,450
クライアントル ーム 703 〔音楽室〕	市内	平日	525	1,050	13,150
		土日祝	1,050	1,200	15,150
	市外	平日	575	1,150	14,400
		土日祝	1,150	1,350	16,600

(こども青少年局企画部青少年課)

大阪市告示第990号

大阪市立児童心理治療施設条例第7条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成30年 7 月20日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（要保護児童グループ）

電話：06-6208-8355

2 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立長谷川羽曳野学園

所 在 地 大阪府柏原市円明町 2-30

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

施設の管理運営

(1) 管理運営の方針

指定管理者は、心理治療は児童とその家族に対して、生活指導は児童に対して行い児童ができるだけ早く、家庭や地域での安定した生活を送れるよう、常に職員の研鑽と専門的知識等の習得など資質向上に励み、良好な

施設運営をこころがけること。

また、公の施設であることに留意して、地域をはじめとした関係施設・機関との良好な関係を維持するよう努めること。

(2) 施設の維持管理の方針

利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な維持管理を行うことを基本とすること。

なお、大阪市の許可なく施設の改造をすることはできない。

(3) 指定管理者の業務の範囲

ア 児童福祉法第43条の2の目的を達成するために必要な事業の実施にすること

- ・入所児童の保護及び自立のための心理治療と生活指導
- ・退所者のアフターケア

イ 建物及び附属設備の維持保全に関すること

ウ その他長谷川羽曳野学園の管理に関し市長が必要と認める事項に関すること

※ 総合的企画、業務遂行管理、及び上記アの業務を主たる業務とする。業務の実施に関する細目的事項は、協議の上、協定で定める。

施設の定期点検及び法定点検については、指定管理者が実施すること。

(4) 点検・報告

指定管理者には、施設入所児童等の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設入所児童等から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行うこと。

当該意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集約し、大阪市に報告すること。また、大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、前述の入所児童等からの意見聴取や点検項目を定め、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を実施すること。

(5) 業務の第三者への委託

ア 業務の全部を第三者に委託してはならない。また、(3)において指定する主たる業務については、これを第三者に委託してはならない。業務の処理の一部を他に委託する場合は、書面による承諾を必要とする。なお、業務の一部を他に委託している場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行う。

イ 業務を他に委託する場合は、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければならない。なお、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と委託の契約を締結してはならない。また、委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団

排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けている者であってはならない。

(6) 業務責任者及び業務従事者

指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（この協定及び年度協定の履行に当たって個人情報及び当該業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）及び特定個人情報を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知すること。業務責任者を変更したときも、同様に大阪市に通知すること。

また、業務責任者の下で作業を行う業務従事者についても同様に通知すること。なお、業務責任者は、当該業務の履行に関し、管理及び統轄を行うほか、前述の通知、大阪市立児童心理治療施設条例第2条、第3条に定める供用日又は供用時間の変更、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告、同法同条第10項に定める報告、別途締結する協定書において定める大阪市への報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、この協定及び年度協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができるものとする。

(7) 職員の配置

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守するとともに、施設の設置目的を達成するため、必要な職員を適切に配置すること。

(8) 管理運営に要する経費

大阪市は、管理運営に関する経費を業務代行料として会計年度ごとに支払う。この場合の細目の事項については、協議の上、協定で定める。

なお、協定を更新しない、又は協定を解除された場合の経費等の取り扱いについては協定で定める。

(9) 施設の目的外使用

施設を目的外で使用する場合は、大阪市の許可を受け、大阪市に所定の使用料を納付すること。

4 指定管理者の指定を行おうとする期間

平成31（2019）年4月1日から平成39（2027）年3月31日まで（8年間）

5 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす社会福祉法人であること。

- (1) 大阪市立児童心理治療施設条例第9条の規定に該当していないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要項に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- (5) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く）
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に定める児童福祉施設（入所型の施設）の経営実績があること
- (8) 指定申請の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納していないこと

6 その他市規則で定める事項

- (1) 指定の申請を受け付ける期間

平成30年8月3日（金）から平成30年9月21日（金）

9時00分から12時15分及び13時から17時30分まで

配布・受付等にあたっては、いずれも土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律の日は行わない。

- (2) 指定申請に必要な書類

ア 大阪市立長谷川羽曳野学園指定管理者指定申請書

イ 大阪市立長谷川羽曳野学園指定管理者指定申請に関する誓約書

ウ 法人の概要

エ 指定管理者申請団体役員名簿及び履歴書

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 財産目録、貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書

直近3事業年度の実績を提出すること。財産目録がない場合は、その旨を記載した書類を提出すること

キ 事業報告書

直近3事業年度の実績を提出すること

ク 法人の事業計画書及び収支予算書

申請日の属する年度のもの

ケ 法人の登記事項証明書

最新の状態が反映された発行後3月以内のもの

コ 印鑑証明書

最新の状態が反映された発行後3月以内のもの

サ 法人市民税の納税証明書

最新の状態が反映された発行後3月以内のもの（直近3年度分）

シ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

納税証明書「その3」又は「その3の3」で提出すること。なお、最新の状態が反映された発行後3月以内のもの（直近3年度分）

ス 障がい者雇用状況報告書の写し

公共職業安定所に提出義務のある法人のみ。なお、提出義務のない法人にあっては、「障がい者雇用状況報告書」（様式5）を提出すること

セ 障がい者雇入れ計画書

公共職業安定所に提出義務のある法人で、障がい者の法定雇用率
未達成企業については提出すること

ソ 大阪市立長谷川羽曳野学園の管理運営に関する事業計画書

タ 大阪市立長谷川羽曳野学園の管理運営に関する収支計画書

チ 選定結果通知用封筒

長型 3 号封筒に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当分
の切手（242円）を貼付したもの

(3) 指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理者予定者としての地位を失うこととなる。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者とする。

ア 5 に定める申請資格を満たさなくなった場合

イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止を受けた場合

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団
排除要領に基づく入札等除外措置を受けた場合

エ 申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴
力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴
力団密接関係者に該当する場合

オ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

カ 提出書類に虚偽の記載があった場合

キ 提出書類等が期間内に提出されなかった場合

ク 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合

ケ 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提
案された収入または支出の見込みについて著しく妥当性を欠くと認めら
れる場合

コ その他不正・不誠実な行為があった場合

（こども青少年局子育て支援部こども家庭課）



大阪市告示第 991 号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第
1 項の規定に基づき、施設型給付費の支給に係る施設として確認をしたので、
同法第 41 条の規定により公示する。

平成 30 年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

設置者の名称	施設の名称	施 設 の 所 在 地	教育・保育	確認
--------	-------	-------------	-------	----

			施設の種類	年月日
社会福祉法人 つむぎ福祉会	千代崎ポプラ 保育園	大阪市西区千代崎 1 丁目 11 番 7 号	保育所	平成30年 7 月 1 日
社会福祉法人 岡町福祉会	明の守みくに 園	大阪市淀川区新高 3 丁目 5 番13号	保育所	平成30年 7 月 1 日
社会福祉法人 三養福祉会	ゆめの樹保育 園	大阪市城東区今福西 6 丁 目15番14号	保育所	平成30年 7 月 1 日

(こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市告示第992号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定に基づき、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認をしたので、同法第53条の規定により公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	地域型保育 事業の種類	確認 年月日
株式会社すき っぷ	ひまわり保育 園みなと	大阪市港区市岡元町 3 丁 目 8 番15号	小規模保育 事業A型	平成30年 7 月 1 日
株式会社すき っぷ	ひまわり保育 園もとまち	大阪市浪速区元町 3 丁目 8 番16号	小規模保育 事業A型	平成30年 7 月 1 日

(こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市告示第993号

次の事業所について、平成30年 6 月 30 日付けで子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定に基づき、地域型保育給付費の支給に係る施設の確認の辞退があったので、同法第41条の規定により公示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	地域型保育事業 の種類
株式会社Ray	ひまわり保育園 みなと	大阪市港区市岡元 町 3 丁目 8 番15号	小規模保育事業A型
株式会社Ray	ひまわり保育園 もとまち	大阪市浪速区元町 3 丁目 8 番16号	小規模保育事業A型

(こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市告示第994号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

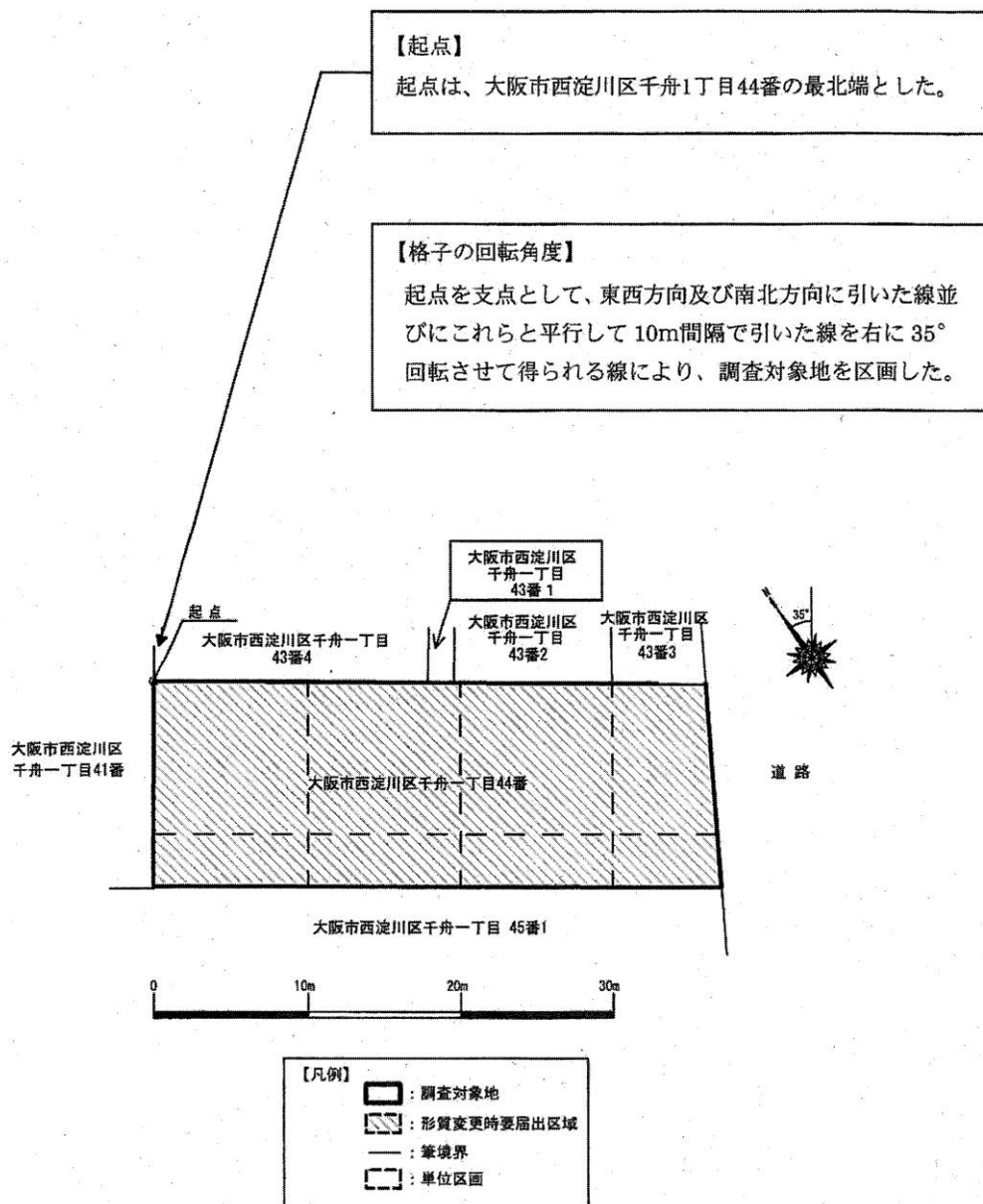
なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 指定する形質変更時要届出区域
別図のとおり（大阪市西淀川区千舟一丁目44番）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称
シアン化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第995号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成27年大阪市告示第824号（土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。ただし、平成28年大阪市告示第211号（土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除）で指定解除した区域を除く。）の全部の指定を解除する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域
大阪市北区長柄西一丁目12番 1 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準
に適合しなかった特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年 8 月 3 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
西淀川区第741号線	西 淀 川 区 福 町 2 丁 目 1 0 番 先	反射鏡

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第997号

平成26年大阪市告示第508号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部を次のように改正するので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第 6 条第10項の規定に基づき告示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (1) 自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中、宮原地下駐車場の項を次のように改める。

区 分	時 間 帯	一 時 駐 車 料 金 の 額
-----	-------	-----------------

		受 付 時 間 内	受付時間外	上限料金
宮原地下 駐車場	午前 6 時から 午後 7 時まで	駐車時間15分 までごとに100円	—	1 日 当 たり 1,600円
	午後 7 時から 翌日午前 6 時まで	駐車時間60分 までごとに100円	60分まで ごとに100円	

2 実施年月日 平成30年 7 月 21 日から

(建設局道路部調整課)

大阪市告示第998号

平成26年大阪市告示第508号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部を次のように改正するので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第 6 条第10項の規定に基づき告示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (1) 自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中、長居公園地下駐車場の項を平成30年 7 月 25 日については次のように改める。

区 分	時 間 帯	一 時 駐 車 料 金 の 額		
		受 付 時 間 内	受付時間外	上限料金
長居公園 地下駐車場	午前 7 時から 午後 11 時まで	駐車時間30分 までごとに300円		1 日 当 たり 2,000円
	午後 11 時から 翌日午前 7 時まで	—	30分まで ごとに300円	

- 2 「2 大阪市立駐車場の利用料金 (1) 自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中、長居公園地下駐車場の項を平成30年 7 月 26 日以降については次のように改める。

区 分	時 間 帯	一 時 駐 車 料 金 の 額		
		受 付 時 間 内	受付時間外	上 限 料 金
長居公園 地下駐車場	午前 7 時から 午後 11 時まで	駐車時間30分まで ごとに200円 (日曜日、土曜日 及び休日にあつて は、駐車時間30分 までごとに300円)		1 日 当 たり 400 円 (日 曜 日、土 曜 日 及 び 休 日 に あ つ ては、2,000円)
	午後 11 時から 翌日午前 7 時 まで	—	30分までごと に200円 (日曜日、土 曜日及び休日	

			にあつては、 駐車時間30分 までごとに 300円)	
--	--	--	-------------------------------------	--

(建設局道路部調整課)

**大阪市告示第999号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

公告日から平成30年 8 月 10 日（金）まで

〒552-0007

大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 -1100号 大阪ベイタワーオフィス11階（旧オーク 200 1 番街 11階）

大阪市教育委員会事務局

学校経営管理センター事務管理担当（管理・指導監察グループ）

電話 06-6575-5273

平成30年 8 月 13 日（月）以降

〒557-0014

大阪市西成区天下茶屋 1 丁目 16 番 5 号 もと今宮小学校 2 階

大阪市教育委員会事務局

学校経営管理センター事務管理担当（管理・指導監察グループ）

電話 06-6115-7679

2 入札に付する事項**(1) 購入物品及び予定数量**

① P P C 用紙（B 4） （東部地区） 10～12 月分 （単価契約）

予定数量 1,680 箱

② P P C 用紙（A 4） （東部地区） 10～12 月分 （単価契約）

予定数量 2,810 箱

③ P P C 用紙（B 4） （西部地区） 10～12 月分 （単価契約）

予定数量 970 箱

④ P P C 用紙（A 4） （西部地区） 10～12 月分 （単価契約）

予定数量 2,060 箱

⑤ P P C 用紙（B 4） （南部地区） 10～12 月分 （単価契約）

予定数量 1,270 箱

⑥ P P C 用紙（A 4） （南部地区） 10～12 月分 （単価契約）

予定数量 2,320 箱

⑦ P P C 用紙 (B 4) (北部地区) 10 ～ 12 月 分 (単価契約)

予定数量 1,370 箱

⑧ P P C 用紙 (A 4) (北部地区) 10 ～ 12 月 分 (単価契約)

予定数量 2,350 箱

(① ～ ⑧ ごとの電子入札対象案件とする。)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成30年10月 1 日から平成30年12月28日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請 (以下「資格審査申請」という。) を担当部局 (上記 1 に同じ) に行えば、契約管財局契約部契約課 (物品契約グループ) で当該審査を行う。

ただし、平成30年 8 月 3 日 (金) までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品供給等用登録種目「02 : 用紙」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム (以下「システム」という。) 上及び担当部局 (上記 1 に同じ)

(2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成30年 8 月 3 日 (金) まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、「 1 担当部局」において入札説明書等を公告の日から平成30年 8 月 3 日 (金) までの本市の休日 (大阪市の休日定める条例 (平成 3 年大阪市条例第42号) 第 1 条に掲げる本市の休日 (以下「休日」という。)) を除く午前 9 時から午後 5 時まで無償にて交付する。 (午後 0 時15分から午後 1 時までの間を除く。)

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成30年 8 月 3 日 (金) までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。 (午後 0 時15分から午後 1 時までの間を除く。)

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成30年9月6日（木）から同月7日（金）までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時

平成30年9月10日（月）午前10時

③ 場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間

平成30年9月10日（月）午前9時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成30年9月10日（月）午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局学校経営管理センター入札室（上記1に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により平成30年9月7日（金）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成30年8月3日（金）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達記録が残る方法による郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができ

ない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

- ①Copy paper (size B4) purchase for the eastern district
(unit price contract from October to December 2018)
Estimated quantity 1,680 boxes
- ②Copy paper (size A4) purchase for the eastern district
(unit price contract from October to December 2018)
Estimated quantity 2,810 boxes
- ③Copy paper (size B4) purchase for the western district
(unit price contract from October to December 2018)
Estimated quantity 970 boxes
- ④Copy paper (size A4) purchase for the western district
(unit price contract from October to December 2018)
Estimated quantity 2,060 boxes
- ⑤Copy paper (size B4) purchase for the southern district
(unit price contract from October to December 2018)
Estimated quantity 1,270 boxes
- ⑥Copy paper (size A4) purchase for the southern district
(unit price contract from October to December 2018)
Estimated quantity 2,320 boxes
- ⑦Copy paper (size B4) purchase for the northern district
(unit price contract from October to December 2018)

Estimated quantity 1,370 boxes

- ⑧Copy paper (size A4) purchase for the northern district
(unit price contract from October to December 2018)

Estimated quantity 2,350 boxes

- (2) The closing date and time for the submission of application forms
and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 3 August 2018

- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① On the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 6
September 2018 to 5:00PM, 7 September 2018
② In person: from 9:45AM to 10:00AM, 10 September 2018
③ By post: 5:00PM, 7 September 2018

- (4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Department, School Administration Center,
Board of Education,

From the announced date until 10 August 2018

The City of Osaka 2-1-1100, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka
552-0007, TEL 06-6575-5273 After 13 August 2018

The City of Osaka 16-5 former Imamiya Elementary school 2F,
Tengachaya 1-chome, Nishinari-ku, Osaka 557-0014, TEL 06-6115-
7679

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当)



大阪市(消)告示第23号

消防法(昭和23年法律第186号)第5条第1項の規定により命令を行ったの
で、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市消防長 城 戸 秀 行

- 1 防火対象物の所在地
大阪市西淀川区中島2丁目2番62号
- 2 防火対象物の名称
センバ株式会社
- 3 命令を受けた者の氏名
センバ株式会社
代表取締役 宮脇 成志
- 4 命令事項
平成30年9月28日までに、上記対象物において、倉庫内に亜鉛粉を含む金

属スラッジを防火上安全に貯蔵するための措置を講ずること

5 命令年月日

平成30年 7 月 2 日

(消防局予防部予防課)



大阪市（消）告示第24号

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）第55条の4第1項の規定に基づき、次のとおり指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市消防長 城 戸 秀 行

指定催しの名称	開 催 期 間	開 催 場 所
天神祭	平成30年 7 月 24 日（火）から 同月 25 日（水）まで	大阪市北区天神橋 2 丁目 1 番 8 号 大阪天満宮一帯 大阪市北区天神橋 1 丁目から 天満 2 丁目までの間 南天満公園内 大阪市北区天満橋 2 丁目及 び天満 1 丁目並びに都島区 善源寺町 2 丁目から網島町 までの間 毛馬桜之宮公園内
住吉祭	平成30年 7 月 30 日（月）から 同年 8 月 1 日（水）まで	大阪市住吉区住吉 2 丁目 9 番 89 号 住吉大社境内
第 30 回 なにわ淀 川花火大会	平成30年 8 月 4 日（土）	大阪市西淀川区花川 1 丁目 から淀川区西中島 2 丁目ま での間及び福島区海老江 3 丁目から北区中津 7 丁目ま での間 淀川河川敷内

(消防局予防部予防課)

公 告

大阪市公告第63号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 7 月 20 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

A T C ビル I T M 棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課

電話 06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物 件 番 号	売 払 物 品	数 量
①	安田ほか 2 自転車保管所古自転車等- 5	3 山
②	南港ほか 3 自転車保管所古自転車等- 5	4 山

3 下見日時及び保管場所

	下 見 日 時		保 管 場 所	所 在 地
①	平成30年 8 月 22 日	午前10時から 午後 5 時まで	安田自転車 保管所	鶴見区安田 2 丁目 5 番 16 号
			大宮自転車 保管所	旭区大宮 1 丁目 1 番 32 号
			長吉北自転車 保管所	平野区長吉出戸 8 丁目 3 番 先
②	平成30年 8 月 22 日	午前10時から 午後 5 時まで	南港自転車 保管所	住之江区南港東 5 丁目 3 番 41 号
			神崎川第 2 自転車保管所	淀川区東三国 3 丁目 12 番 付 近
			南港東自転車 保管所	住之江区南港東 2 丁目 4 番 付 近
			北港自転車 保管所	此花区北港 2 丁目 1 番 付 近

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局企画部方面調整課自転車対策担当 電話 06-6615-6684

F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

(1) 平成30・31年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。

ただし、平成30年 8 月 21 日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状) (本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

＊平成30・31年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成30・31年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

＊エ、オについては、発行後 3 ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく、古物商許可証(行商する)を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成30年 8 月 21 日午後 5 時 30 分までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
(午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分までを除く。)

(2) 受付場所 上記 1 に同じ

6 入札参加資格の審査等

(1) 5 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4 で交付した物品売払入札参加承認証及び古物商許可証を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者(代理人)が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記 1 においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を入札日当日までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪市建設局入札室（場所は上記 1 に同じ。）

12 入札執行日時

① 平成30年 8 月 23 日 午前10時

② 平成30年 8 月 23 日 午前10時30分

13 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年 5 月 3 日政令第16号）第167条の 4 に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札

（注 1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第 2 項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を 1 点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高

齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

大阪市人事委員会公告第18号

大阪市労働組合総連合（登録番号第17号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成30年 7 月 20 日

大 阪 市 人 事 委 員 会
委員長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理 事 そ の 他 の 役 員 名 簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	巽中学校	教 諭	宮城 登	大阪市天王寺区勝山4-11-16-1203

副執行委員長	離 籍	組合役員	実森 之生	大阪府貝塚市畠中 2-2-8
	汎愛高等学校	教 諭	辻本 正純	大阪府羽曳野市学園前 4-2-18
	こども青少年局	保育士	井脇 和枝	大阪市此花区梅香 2-1-23
書 記 長	離 籍	組合役員	田所 賢治	大阪府茨木市東中条町 3-17-902
書記次長	北田辺小学校	教 諭	竹下 哲生	大阪府羽曳野市野476-27
会 計	関目小学校	管理作業員	青笹 正教	大阪市阿倍野区長池町 2-4
執行委員	大阪北視覚支援学校	教 諭	岡村 聡	大阪府八尾市安中町 3-2-39-916
	大阪北視覚支援学校	寄宿舎指導員	横山 公美	大阪府泉佐野市東佐野台10-13
	離 籍	組合役員	河内 正	大阪府吹田市南高浜町 2-11
	東高等学校	教 諭	中川 勉	大阪市此花区酉島 3-10-8
	豊里南小学校	教 諭	馬場 史章	大阪市天王寺区大道 3-5-10-701
	財政局	事務職員	橘波 慎一	大阪府守口市大日町 1-3-38-901
	生野区役所	事務職員	八尾 高志	大阪市中央区玉造 2-3-26-302
会計監査委員	千本小学校	教 諭	覚道 康代	和歌山県橋本市三石台 1-1-3-313
	東淀川支援学校	教 諭	大西 恭子	大阪市東淀川区東淡路 1-3-1-506
	離 籍	組合役員	粕谷 武志	大阪府高槻市真上町 1-1-20-203

2 登録年月日

平成30年 7 月 11 日

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)